

令和7年度 第6回名古屋市子育て支援企業認定審査会

令和8年3月18日(水) 午後2時00分～

市役所本庁舎 本4A 会議室

1 令和8年度(2026年度)の事業計画について

2 令和8年度の認定基準等について

3 その他

令和8年度 事業計画

資料 1

年月	令和8 (2026)年度	
4月		
5月		
6月	6月上旬 第1回審査会 (認定基準・事業計画 確認)	
	募集パンフ配布(6月下旬～)	
7月	【新規】 7月1日～9月11日 (予定) 募集	【更新】 7月1日～8月31日 (予定) 募集
8月		
9月		
10月	10月中旬～下旬 第2回審査会 (更新審査・新規書類審査)	
11月		
12月	11月下旬～12月中旬 第3回～審査会 (ヒアリング審査)	
1月	1月中旬 認定・表彰企業の公表 1月28日 (予定) 認定・表彰式	
2月		
3月	3月下旬 最終審査会 (令和9(2027)年度認定基準)	

○加除修正事項

		課題等	対応案	ご意見等	R8方針案	
書類審査	別紙2 認定基準	1	<p><従業員支援(3)> 3歳から小学校就学期の子を養育する従業員が利用できる制度として、次のうち3つ以上の制度がある(制度が3つあると2点、4つあると3点、5つあると4点) ■この書きぶりだと小学校就学中も対象と読める。法定は「3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対して、2つ以上の措置を講ずること」で、本市では子の年齢については法定通りで、3つ以上の制度があることを加算対象としたので、子の年齢部分は記載誤りでは？</p>	<p><項目の書きぶり修正>(欄外説明欄や別紙3もあわせて修正) 3歳から小学校就学前の子を養育する従業員が利用できる制度として、次のうち3つ以上の制度がある(制度が3つあると2点、4つあると3点、5つあると4点)</p>	<p>・該当年齢をはっきりさせるため、「小学校就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日)の子」又は「小学校就学の始期に達するまでの子」(法律の文言に合わせる)とした方がよいのでは。</p>	<p>・「ご意見等」とおり、「小学校就学の始期に達するまでの子」に修正(法律条文の書きぶりにあわせる)</p>
		追加		<p>・他の項目においても同様の表記ゆれがないか、全体の確認をお願いしたい。</p>	<p>・取組項目(認定基準)にかかるゆれは他にないと思われるが、欄外説明欄の[法定]の年齢等の書きぶりを補記。</p> <p><従業員支援(1)> 「~3歳になる前(3歳の誕生日の1か月前までの1年間)」</p> <p><従業員支援(2)> 「子が1歳に達するまで」、「1歳6か月に達するまで」、「2歳に達するまで」 ・「産前6週間(42日間)」、「産後8週間(56日間)」</p>	
		2	<p><地域貢献(11)> インターンシップの受入れを通して地域の人材育成を図っている ■募集案内を添付してくる企業が多く、実際に受入れたのか分からない。</p>	<p><欄外の説明欄に補記> インターンシップ受入実施日、人数、内容が分かるプログラム、など</p>	<p>・<地域貢献(12)・(13)>と書きぶりを合わせてはどうか。 「実施場所、対象者、日時、内容が分かる開催案内、写真、など」</p> <p>・審査上の判断基準として明確に共有されたい。</p>	<p>「ご意見等」とおり修正</p>
3	<p><地域貢献(12)> 子どもや子育て世代の親を対象としたイベント、ワークショップ、講座等を開催している ■社員や社員の子を対象とした社内イベント等で申請してくる企業が多いが、地域貢献ではないため加算していない。</p>	<p><欄外の説明欄に補記> 実施場所、対象者、日時、内容が分かる開催案内、写真、など(社員の子どもや社員向けイベント等は対象外)</p>	<p>・地域貢献分野の横断的な原則として、地域貢献分野の冒頭または欄外に「本分野の対象は名古屋市市内での取り組み・名古屋市民を対象とした取り組みに限り、社員・社員の家族を主たる対象とするものは除く」と明記してはどうか。</p>	<p>「ご意見等」とおり修正 別紙2左列「地域貢献」分野、*の説明に追記</p>		
申請要件	従業員なし企業の扱い	4	<p><要綱改正> 第3条 子育て支援企業の認定対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。 (1)事業所の所在地が名古屋市内にあること (2)次に掲げる項目で、子育てにやさしい活動を行っていること ア 従業員に対する家庭と仕事の両立支援 イ 地域での企業活動や子育て活動との協議による支援 (3)従業員が1人以上在籍していること</p> <p>附則 施行日前に改正前の要綱に基づき認定を受けた企業の取扱いについては、次の認定更新まで、なお従前の例による。</p>	<p>【1】行政の認定行為は申請時点の事実に基づくことが原則であり、将来の雇用予定は要件充足の根拠とならない旨を、要綱または運用基準に明示すべきである。</p> <p>【2】日本の行政法上、適法になされた行政行為は後から規定が変わっても遡って取り消すことは原則できない(法律不遡及の原則・既得権の保護)。規定変更のみを理由とした即時取消しは法的リスクを伴う。</p> <p>ただし、以下の2つの経路については取消しの余地がある。 ①虚偽申告(第12条第1項(2))の適用:「雇用予定」を申告して認定を受け、その後も従業員が不在のままという事実、虚偽申告による認定取得と評価できる可能性がある。この場合は附則の経過措置の対象外となり得るが、「予定が変わった」との反論も想定されるため、立証の観点から慎重な検討が必要である。 ②更新時に新基準を適用(最も現実的かつ法的リスクが低い):次回更新審査において改正後の要件を適用し、従業員の在籍が確認できない場合は更新を認めない。</p> <p>【3】上記②を確実に実施するため、附則に「次回更新審査においては改正後の要件を適用し、要件を満たさない場合は更新を認めない」と明示的に規定することを強く求める。現行附則の「従前の例による」という表現のみでは更新時の取扱いが曖昧であり、再び「認めざるを得ない」事態が生じかねない。</p>	<p>市法規担当に確認のうえ要綱改正</p> <p>【1】申請時の情報をもって審査・認定を行うため「対応案」とおりとする。</p> <p>【2】要綱附則に記載のとおり、既認定企業に対し要綱改正のみを理由とした認定の即時取り消しは行わず、基本的に次回更新審査からの適用(②)を想定している。 (上記【1】で「雇用予定」は不可とするため①のケースは発生しないと考える。)</p> <p>【3】「対応案」とおりとする。</p> <p>・追加修正 第9条 子育て支援企業は、次の各号に掲げる場合には、子育て支援企業申請事項(変更・廃止)届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。 (3) 認定申請書に記載した企業全体の従業員数が0人となったとき、子育て支援に関する取組内容又は実施状況に変更があったとき。</p>	

			課題等	対応案	ご意見等	R8方針案
その他	その他、来年度の事業実施に向け課題などありましたらご記入ください。	追加			二次審査の通過基準ですが、「過半数の委員が30点以上」というような基準を設けた方が良いと思いました。 一人の委員が極端に高得点をつけると合格になってしまうのはよくないと思いました。	「ご意見等」とおり修正
		追加			申請書類に従業員の年齢・性別構成(育児世代の在籍状況)を記載させること、および利用実績のない制度は加点対象としないことの原則化を検討されたい。	・申請書別紙1に、従業員の年齢・性別構成の記載欄あり。 ・利用実績のない制度を加点対象としないこと、かなりの企業が点数が足りず認定から外れてしまう懸念がある。 他の委員のご意見を伺った上で、今後の検討課題とさせていただきます。
		追加			入札優遇等の行政上のメリットがある制度として、書類審査のみでは実態把握に限界がある。疑義ある申請については聴き取り・現地調査を積極的に活用する運用を徹底されたい。	書類審査で疑義があるものは、事務局が企業へ電話やメールにて直接確認を行っているが、かなり事務負担となっている。 他の委員のご意見を伺った上で、今後の検討課題とさせていただきます。
		追加			認定の信頼性を高めるために、認定企業の取り組み内容を市公式ウェブサイト等で公開する際、実績に基づく情報(育児休業取得率等)を積極的に掲載することを検討すること。	現状公表している各企業の紹介ページは、事務局所定の様式に各企業が記入したものであり、従業員数(うち女性従業員数)を公表している。 育児取得率等の実績欄を様式に設けることは可能。 紹介ページは新規・更新認定時のタイミングで更新しているため、更新企業だと5年前の情報に掲載され続ける。 他の委員のご意見を伺った上で、今後の検討課題とさせていただきます。
		追加			二次審査について、企業規模や業種が近い企業は可能な限り審査日あわせる方が基準に隔たりがなくなる。(二次審査は当日の発表者重視の傾向にあり、可能な限りメモには残すが同日内で対比してしまう傾向があると感じたため)	「ご意見等」とおり対応 表彰企業→その他企業の順に、企業規模や業種が同じ企業が並びよう審査順を調整

○ご相談したい事項

			内容	対応案	ご意見等	R8方針案
別紙2 認定基準	5		<p><地域貢献(16)> 企業活動としてインクルージョンの観点を持った活動を実施している <欄外の説明欄> 障害のある方もない方も参加できるイベント、障害のある方にもわかりやすいウェブサイトやパンフレット、など。概要がわかる写真や資料、など。</p> <p>■事務局としては障害の有無に関わらない活動を想定して7年度に新設した項目であったが、性別や国籍等幅広い内容で申請があった。(特に障害者雇用、外国人雇用についての記載が多かった印象) ・高齢者、外国人、LGBTQなど、対象を幅広く捉えてよいか。 ・これらの人を雇用することは「地域貢献」になるのか。 ・障害者への合理的配慮(店内のスロープ、筆談や手話対応など)は「地域貢献」になるのか。</p>	<p><欄外の説明欄に補記> 障害者、高齢者、外国人など、地域の多様な人々が参加できるイベント、配慮したウェブサイトやパンフレットの情報提供、など。概要がわかる写真や資料、など。</p>	<p>・「地域貢献」分野は地域住民・市民が受益者となる活動であることが要件の核心である。 欄外説明欄の補記は有益だが、「地域に開かれた活動」であることを要件として明示し、「企業内の雇用・労務管理に関する取り組みは対象外」と明記することで、申請段階での誤解を防ぐことができる。</p> <p>【各事例の整理】 ・障害者・高齢者・外国人の雇用 → 地域貢献に該当しない(企業内の人事政策) ・合理的配慮(店舗内スロープ、筆談対応等) → 来客・地域住民が受益者であれば該当し得る ・インクルーシブなイベント・講座の開催 → 地域住民が参加できる場合は該当する ・多言語対応のウェブサイト・パンフレット → 市民・来客向けであれば該当し得る</p> <p>審査においても、この判断基準を委員間で共有しておくことを提案する。</p>	<p>「ご意見等」とおり対応案を修正 障害者、高齢者、外国人など、地域の多様な人々が参加できるイベント、分かりやすいウェブサイトやパンフレットによる情報提供、など。概要がわかる写真や資料、など。(企業内の雇用・労務管理に関する取り組みは対象外)</p>

(別紙2)子育て支援に関する取組項目及び配点(新規・更新)

新規 更新 (該当の箇所にチェックを入れてください)

【事業所名称: _____】

取組分野	取組項目	配点		◆該当項目(○をつけた項目)はすべて取組内容が分かる資料を添付してください。(該当項目番号を記載し、該当箇所をマーカー等で明示してください。) 添付していただく資料等の例示、その他説明を記載していただきます。 ※「法定」とある項目については、法に定める対象者の範囲や詳細な制度内容は各自で把握し、適切に就業規則等を定めること。
		中小企業 加算※		
1 従業員に対する 家庭と仕事の 両立支援 従業員支援 (配点52点)	(1) 法定の個別意向聴取・配慮以外にも、両立支援に関する取組方針や制度を積極的に従業員に提供している	2	—	(1) 【法定】妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前(3歳の誕生日の1か月前までの1年間)の個別の意向聴取・聴取した意向についての配慮
	(2) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる(各2点) ・育児休業(休業後は原職又は原職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されている場合に限り) ・産前・産後休暇 ・子の看護等休暇	6	2 ※左記の1つ 以上に該当 する場合	(2) ※該当制度がある場合は、就業規則等規定の名称・該当条項、法定を超える内容、制度の利用実績を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所抜粋)を添付すること。 【法定】子が1歳に達するまで取得可能。以降、保育所に入所できない等の理由があれば1歳6か月に達するまで、2歳に達するまで延長可 【法定】産前6週間(42日間)、産後8週間(56日間) 【法定】小学校3年生修了までの子を養育する労働者が1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで、「子の病気・けが、予防接種・健康診断、感染症に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒園式」のための休暇を時間単位で取得可能 ※法定を超える:取得可能日数の増大、取得可能な子の年齢の拡充、有給化など
	(3) 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が利用できる制度として、次のうち3つ以上の制度がある(制度が9つあると2点、4つあると9点、5つあると4点) ・始業時刻等変更(フレックスタイム制、時差出勤) ・テレワーク等(月10日以上) ・保育施設設置運営等(保育施設の運営その他これに準ずる便宜の供与(ベビーシッターの手配および費用負担など)) ・養育両立支援休暇(年10日以上) ・短時間勤務制度(1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む)	2~4	2 ※左記のうち 3つ以上の 制度がある 場合	(3) ※就業規則等規定の名称・該当条項制度の利用実績を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所抜粋)を添付すること。 【法定】3歳に満たない子を養育する労働者に関して、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む措置を講ずる義務 【法定】3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、(3)の5つの選択して講ずるべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる。 ※労働者は、事業者が講じた措置の中から1つ選択して利用することができる。
	(4) (3)のうち、同時に2つ以上の制度を利用できる	2	—	(4) ※就業規則等規定の名称・該当条項制度の利用実績を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所抜粋)を添付すること。
	(5) 法定を超えて短時間勤務制度を利用できる	2	—	(5) ※就業規則等規定の名称・該当条項、法定を超える内容、制度の利用実績を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所抜粋)を添付すること。 法定を超える:子が小学校就学後も利用できる、短時間勤務による減給をなくす、など
	(6) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる(各2点) ・所定外労働の制限 ・法定時間外労働の制限 ・深夜業の制限	6	2 ※左記の1つ 以上に該当 する場合	(6) ※就業規則等規定の名称・該当条項、法定を超える内容、制度の利用実績を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所抜粋)を添付すること。 【法定】小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合に、所定外労働時間を超えて労働させてはならない 【法定】小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合においては、事業主は制限時間(1か月24時間、1年150時間)を超えて労働時間を延長してはならない 【法定】小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合においては、事業主は午後10時~午前5時(「深夜」)において労働させてはならない
	(7) ノー残業デー等、所定外労働時間の削減を図っている	2	—	(7) 社内イントラへの掲載や掲示板への貼り出し、社員あて通知、などでも可
	(8) 時間単位での年次有給休暇等、年次有給休暇の利用を促進する取り組みを実施している	2	—	(8) 時間単位で取得できる年次有給休暇制度がある場合は就業規則の写し(半日単位の年休は対象外) 取り組みの場合は、取り組み内容が分かる資料
	(9) 過去3年間に在職中に出産した女性の8割以上が育児休業を取得している	2	2	(9) 法制度に基づく育児休業の取得実績が対象(育児のための年次有給休暇の取得は対象外) * (別紙1-1.1-2)(3)育児休業取得率が80%以上
	(10) 産休・育休中の従業員に対する情報提供や能力開発の機会等、スムーズな復帰に向けた支援を実施している	2	—	(10) 復職セミナーの開催、復職にあたっての相談受付、キャリアアップの支援、など(例えば、社内報を翻訳しているだけなどは対象外)
	(11) 男性の育児参画を促進する制度や取り組みを実施している(年次有給休暇の利用促進の取り組みを除く)	2	—	(11) 配偶者出産休暇の制度がある場合は就業規則等の写し(年次有給休暇の利用促進は対象外) 取り組みの場合は、取り組み内容が分かる資料
	(12) 過去3年間のうちに、男性育児休業等の取得率50%を達成している年がある	2	2	(12) 法制度に基づく育児休業の取得実績が対象(育児のための有給休暇や年次有給休暇の取得は対象外) * (別紙1-1.1-2)(3)育児休業取得率に実績を記載
	(13) 子育て支援出前講座(名古屋子ども青少年局)を受講している又は親子観学推進協力企業(名古屋市教育委員会)に登録している	2	—	(13) 講座受講にかかる通知(写)、登録証(写)、など (子育て支援出前講座、子ども子育て支援センター、親子観学推進協力企業、教育委員会生涯学習課)
	(14) 障害児や不登校児童生徒を養育する従業員を支援する制度がある	2	—	(14) 障害手帳などを所持していない場合や学校への行き渋りなども含む。就業規則に定める等により、客観的に取り組み内容が確認できること。制度の利用実績を別紙(3)に記載
	(15) 妊娠(不妊治療)・出産・育児に関する手当等の経済的支援制度がある	2	—	(15) 不妊治療手当、家族手当(扶養手当)、出産祝金、など。制度の利用実績を別紙(3)に記載
	(16) 上記(1)~(15)以外で、不妊治療休暇など、独自の妊娠・出産・育児に関する制度がある	2	—	(16) 就業規則に定める等により、客観的に取り組み内容が確認できること。制度の利用実績を別紙(3)に記載
2 地域での企業活動や 子育て活動との 協働による支援 地域貢献 (配点39点) *名古屋市内での 取り組みや名古屋 市民を対象にした 取り組みに限り、 社員・社員の家族 を主たる対象とするものは除く	(1) 子どもや子育て家庭向け商品を販売又はサービスを提供している	3	—	(1) 名古屋市内での取り組み、名古屋市民を対象とした取り組み(社員等を対象とした福利厚生は対象外)
	(2) なごや未来っ子応援制度(びよか)に協賛店舗・施設として協力している	3	—	(2) 名古屋子育て応援サイトの協賛店紹介ページの画面ハードコピー
	(3) 託児室、授乳室、乳幼児と利用できるトイレ等、子どもに配慮した施設・店舗等がある	3	—	(3) 確認できる写真、など
	(4) 赤ちゃんの駅として登録している	2	—	(4) 赤ちゃんの駅についての詳細は https://www.kosodate.city.nagoya.jp/play/baby.html 登録施設一覧の画面ハードコピー
	(5) 来客の目に留まりやすい場所にマタニティマークを表示するなど、妊産婦への配慮を呼びかける取組を行っている	2	—	(5) 子ども家庭庁のウェブサイトを参照。表示していることが確認できる写真、など。
	(6) 子ども向けウェブサイトやパンフレット等を作成している	2	—	(6) 概要が分かるもの(抜粋可)
	(7) こども110番の家に協力している	2	—	(7) 愛知県警察のウェブサイトを参照。PTAや地域が自主的に実施している場合もあり。協力していることが分かる写真、など。
	(8) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に企業スペース(廊下、駐車場等)を提供している	3	—	(8) 地域の子育てサクルへの会議室の貸し出し、地域でのイベント開催時に駐車場の無料開放、など
	(9) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に物的、金銭的支援を実施している	3	—	(9) 地域の清掃活動に従業員が参加する、祭りへの寄附や物資の提供(設置への従業員の参加なども含む)を行う、など
	(10) 地域の保育所や学校等の子どもを対象とした職場見学、職業体験等を実施している	3	—	(10) ナゴヤキャリアタイムサポーターとしての活動など。学校等からの依頼文、開催案内、子どもたちからの感想、お礼文、など(社員の子ども向け職場見学は対象外)
	(11) インターンシップの受入れを通して地域の人材育成を図っている	2	—	(11) 実施場所、対象者、日時、内容が分かる開催案内、写真、など
	(12) 子どもや子育て世代の親を対象としたイベント、ワークショップ、講座等を開催している	2	—	(12) 実施場所、対象者、日時、内容が分かる開催案内、写真、など
	(13) 行政との協働による子育て支援事業(子育て支援に関する講演会、シンポジウム等)を実施(協力)している	3	—	(13) 実施場所、対象者、日時、内容が分かる開催案内、協賛が分かるチラシ、など
	(14) 企業活動として通学路や公園等の清掃活動を定期的に実施している	2	—	(14) 企業組合として多数の企業が同時に行う活動でも可。実施場所、日時が分かる活動報告書、など。
	(15) 企業活動として地域での交通安全活動や防犯・防災活動を定期的に実施している	2	—	(15) 事業所前にある交差点での児童の安全誘導、各区役所で実施している防災活動への参加、など。企業組合として多数の企業が同時に行う活動でも可。実施場所、日時が分かる活動報告書、など。
	(16) 企業活動としてインクルージョンの観点を持った活動を実施している	2	—	(16) 障害者、高齢者、外国人など、地域の多様な人々が参加できるイベント、分かりやすいウェブサイトやパンフレットによる情報提供、など。概要がわかる写真や資料、など。(企業内の雇用・労務管理に関する取り組みは対象外)
3 その他 制度における 取り組み等 (配点9点)	(1) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定(トライくるみん認定)を受けている	1	—	(1) 認定通知書(写)、など
	(2) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けている	2	—	(2) 認定通知書(写)、など
	(3) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の特例認定(プラチナくるみん認定)を受けている	3	—	(3) 認定通知書(写)、など
	(4) (1)~(3)いずれかの「プラス」認定を受けている	1	—	(4) 認定通知書(写)、など
	(5) 【従業員100人以下の企業のみ対象】次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している	5	—	(5) 同計画の「策定・変更届(写)」と「行動計画(写)」(労働局の受領印があるもの)

※中小企業加算は、従業員300人以下の企業が対象です。

- (留意事項)
 ◆おおよそ過去3年間の取り組みを記入してください。
 ◆従業員支援、地域貢献の各項目で1つ以上取り組みがあることが必要です。
 ◆取組内容が分かる資料(就業規則、通知、チラシ、登録証(写)、写真等)を添付してください。(該当項目番号を記載し、該当箇所をマーカー等で明示してください。)

名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てにやさしい活動を行っている企業を「子育て支援企業」として認定するために必要な事項を定めることにより、企業の子育て支援への取組意欲を高めるとともに、その取組事例を広く紹介することにより、社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「企業」とは、営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店等をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

(対象企業)

第3条 子育て支援企業の認定の対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 事業所の所在地が名古屋市内にあること。
- (2) 次に掲げる項目で、子育てにやさしい活動を行っていること。
 - ア 従業員に対する家庭と仕事の両立支援
 - イ 地域での企業活動や子育て活動との協働による支援

(3) 従業員が1人以上在籍していること。

2 前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業を対象としないことができる。その際、必要に応じて名古屋市子育て支援企業認定審査会条例（以下「条例」という。）第1条の規定により設置する名古屋市子育て支援企業認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見を聞くことができる。

- (1) 過去3年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業
- (2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により第7条第1項の認定を受けようとした企業
- (3) 過去3年間に、労働関係法令に違反する重大な事実がある企業
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業

(認定範囲)

第4条 前条に規定する子育て支援企業として認定する企業の認定範囲は、企業単位とする。

(募集及び申請)

第5条 子育て支援企業の認定を受けようとする企業の代表者は、子育て支援企業認定（新規・更新）申請書（第1号様式）（以下「認定申請書」という。）を市長に

提出するものとする。

- 2 前項の認定申請書には、記載内容に関する説明資料、写真、図面等（以下「説明資料等」という。）を書面又は電磁的記録によって添付することができる。

（認定審査会の所掌事務等）

第6条 条例第2条に規定する子育て支援を行う企業の認定に関する事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第2項に関する事。
 - (2) 第7条に関する事。
 - (3) 第10条第2項に関する事。
 - (4) 第12条第1項に関する事。
 - (5) 第13条第2項に関する事。
 - (6) その他子育て支援企業認定・表彰制度に関する事。
- 2 条例第4条に定める委員のうち、一部は公募するものとする。
 - 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に参加させることができる。

（認定審査等）

第7条 子育て支援企業の認定は、認定審査会の意見を受けて、市長が行う。

- 2 認定審査会は、別表（認定基準）に基づき認定申請書及び説明資料等を審査し、その審査結果について市長に意見を述べるものとする。

（認定証の交付等）

第8条 市長は、子育て支援企業として認定した企業に、子育て支援企業認定証及び認定プレートを交付する。

- 2 子育て支援企業は、認定マーク（第2号様式）をその企業が発行する印刷物等に表示することができる。
- 3 前項に規定する認定マークの使用を希望する子育て支援企業は、認定マーク使用届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

（変更・廃止の届出）

第9条 子育て支援企業は、次の各号に掲げる場合には、子育て支援企業申請事項（変更・廃止）届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業及び事業所の名称を変更したとき。
- (2) 企業及び事業所の住所を変更したとき。
- (3) 認定申請書に記載した企業全体の従業員数が0人となったとき、子育て支援に関する取組内容又は実施状況に変更があったとき。
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

（確認調査）

第10条 市長は、企業に対して聞き取り調査又は現地調査を実施し、申請内容の確認

を行うことができる。

- 2 市長は、前項の聞き取り調査又は現地調査の結果、取組内容又はその実施状況に大きな変更があったとき等には、認定審査会の審査に付すことができる。

(認定の更新)

第11条 子育て支援企業は、新規認定後3年目に第5条の規定を準用した更新手続きを行うことができる。

- 2 前項により認定を更新した子育て支援企業は、以後、5年ごとに第5条の規定を準用した更新手続きを行うことができる。

(認定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消を行うことができる。その際、必要に応じて認定審査会の意見を聞くことができる。

- (1) この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき又は第5条第1項の申請をしたときに第3条第2項第1号に該当していたことが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申告その他不正な手段により第7条第1項の認定を受けたとき。
 - (3) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 第3条第2項第3号及び第4号に該当することとなったとき又は第5条第1項の申請をしたときに第3条第2項第3号及び第4号に該当していたことが判明したとき。
- 2 第1項第1号及び第2号の規定により認定の取消しを受けた企業は、認定の取消しの通知を受けた日の翌日から起算して3年間、認定を申請することができない。

(表彰)

第13条 市長は、子育て支援企業として認定を受けた企業のうち、特に優れた取組を実施している企業を表彰することができる。

- 2 表彰を受ける企業の選考は、認定審査会の意見を受けて、市長が行うものとする。
- 3 市長表彰状の贈呈の期日、場所、員数等は別に定める。
- 4 贈呈は表彰状及び記念品を授与する。この場合において、表彰状の文面は別に定める。

(広報)

第14条 市は、子育て支援企業として認定を受けた企業の子育てにやさしい取組事例について、市公式ウェブサイト等により普及啓発に努めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に関する事務は、子ども青少年局企画経理課が行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、子育て支援企業認定・表彰制度に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月7日から施行する。
- 2 最初に依頼される認定審査会の委員の任期は、第6条第4項本文の規定にかかわらず、平21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱に基づく名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度の手続その他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月29日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの要綱による改正前の名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第11条の規定に基づき認定の更新の手続を行った企業の認定の更新の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

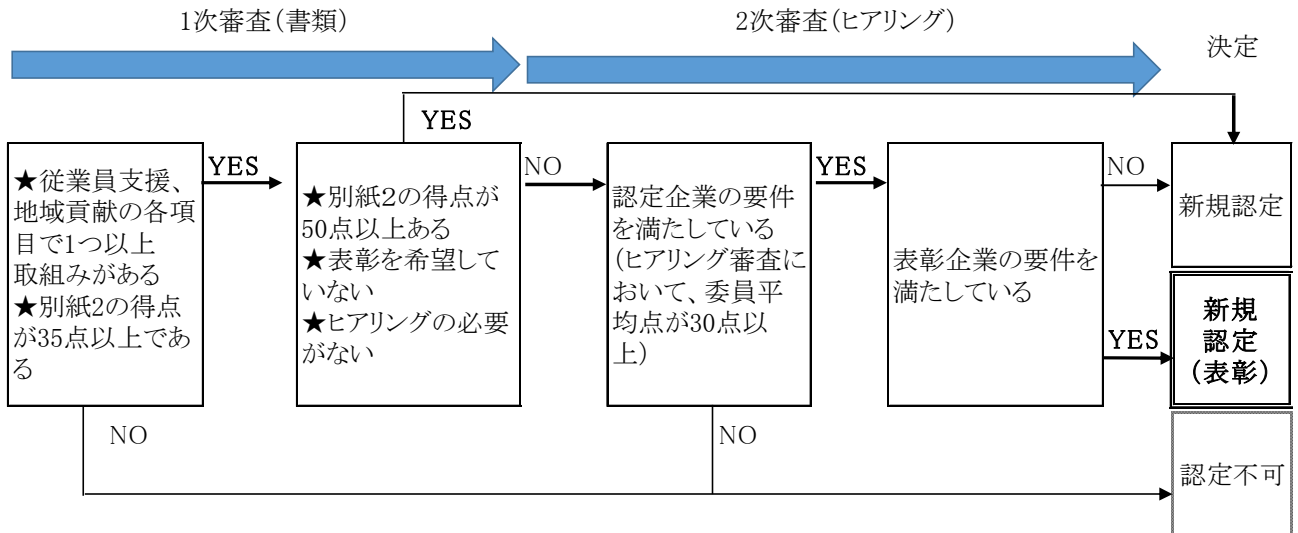
2 施行日前に改正前の要綱に基づき認定を受けた企業の取扱いについては、次回の認定更新まで、なお従前の例による。

新規申請企業の審査方法等について

1 審査方法

★新規申請企業の審査・認定の流れ（フローチャート）

★新規申請企業（表彰審査希望の更新申請企業含む）の審査・認定の流れ



※委員と利害関係（雇用、契約等）がある企業から申請があった場合、その委員は当該企業の審査に加わることはできません。

※次のいずれかに該当する場合は、審査会の意見を受けて、申請企業については審査の対象外とすること、認定企業については認定の取消しを行うことができます。

- ・企業が過去3年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき（労働・児童福祉関係の重大な法令違反を行った場合、認定制度の信頼を著しく損なうような社会的影響の大きい不正行為を組織的に行った場合）
- ・本制度の申請に関して、虚偽の申告その他不正な手段を行ったと認められるとき
- ・企業が、子育て支援企業の認定基準を満たさなくなったとき
- ・企業の役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき
- ・過去3年間に、労働関係法令に違反する重要な事実がある企業

(1) 書類審査 <一次審査>

① 申請書類別紙2及び別紙3を事務局にて採点し、次の2つの要件について確認します。

- ア 従業員支援、地域貢献の各項目で1つ以上取り組みがある
- イ 別紙2で35点以上(※)の取り組みがある

※従業員数 301 人以上は 85 点満点、101 人～300 人については 95 点、100 人以下は 100 点満点です。表彰を希望しない企業の内 50 点以上ある企業については、第 2 回審査会にヒアリング対象とするかを検討します。

- ② 第 2 回審査会で①の採点結果をご確認いただき、ヒアリング審査を実施する企業（一次審査を通過する企業・更新企業で従業員がいない企業）を決定します。

※①のア、イを満たしていても、就業規則等が法定を下回る場合や、常時雇用する従業員数が 101 人以上あるにも関わらず一般事業主行動計画を策定していない場合等、法令を遵守していない場合は認定不可とします。

※②でヒアリング審査を実施する水準に満たないと決定された企業には認定不可の通知を、35 点以上 50 点未満の企業と 50 点以上でヒアリングが必要とされた企業にはヒアリング審査の案内を、その他の企業には認定表彰式の案内を送付します。

(2) ヒアリング審査 <二次審査>

- ① 子育て支援企業認定申請書別紙 1-1 及び別紙 2、3 の記載内容について、ヒアリング審査を実施します。
- ② ヒアリング審査初日のヒアリング終了時に、各委員の採点基準についてすり合わせをし、「普通」のレベルの統一をはかります。
- ③ ヒアリング審査終了後、事務局にて速やかにヒアリング審査採点表を回収・集計し、同採点表の集計結果（委員平均点）を基に、次の基準により認定企業を決定します。

ヒアリング審査で 50 点中 30 点以上（6 割以上）**かつ委員の過半数が 30 点以上**

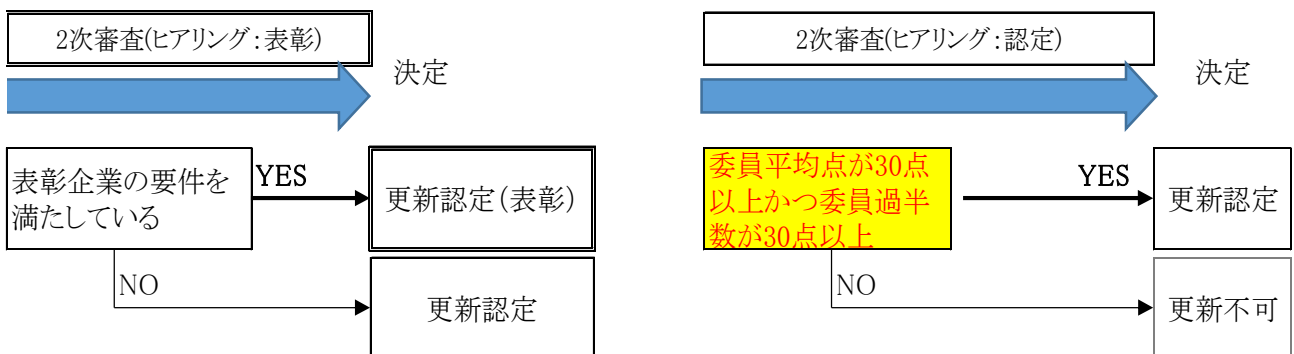
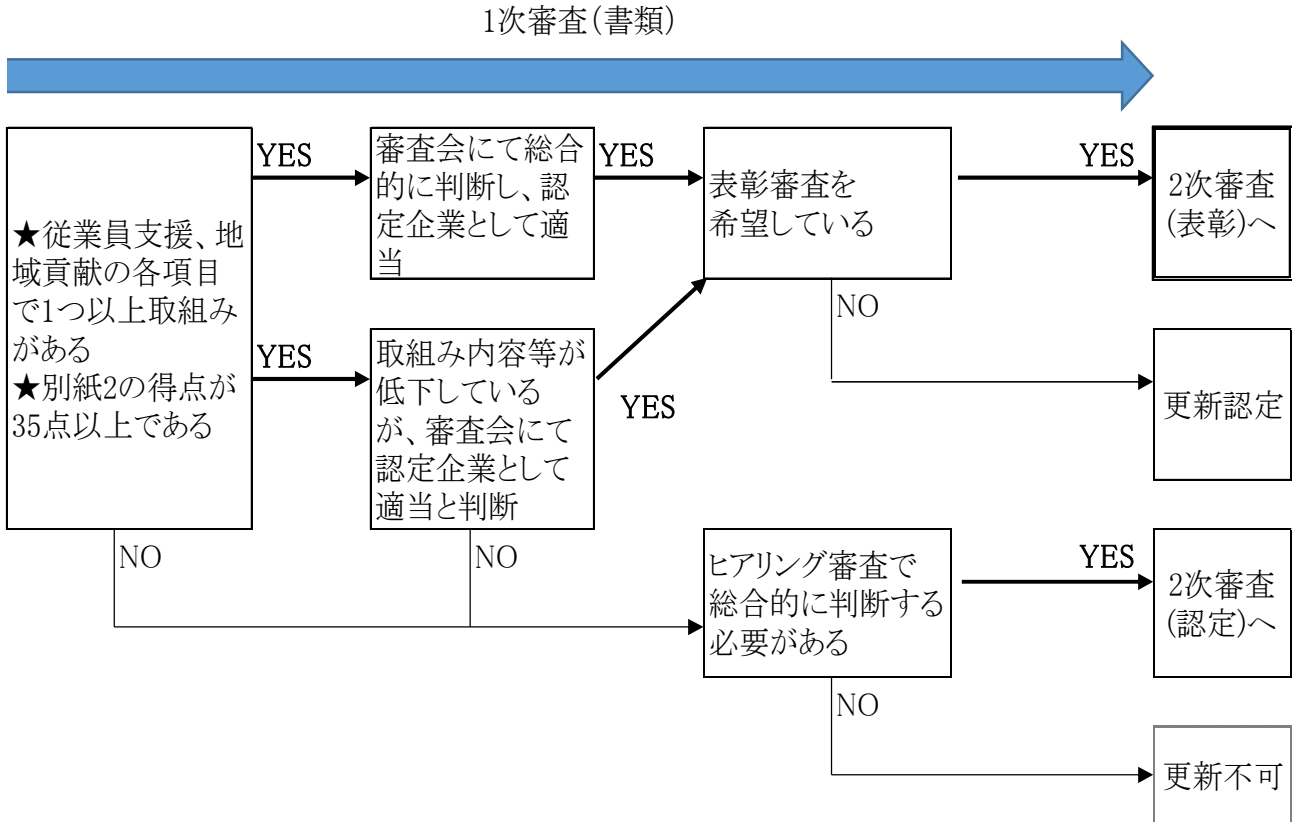
- ④ ③による認定企業について、「2 表彰区分」により表彰企業を決定します。

※ヒアリング審査は、企業ごとに個別で実施します。企業による説明を 7 分以内、その後、質疑応答を行い、各企業 15～20 分（企業数により調整）を基準とします。

更新申請企業の審査方法等について

1 審査方法

★更新申請企業の審査・認定の流れ（フローチャート）



① 申請書類別紙 2、3 を事務局にて採点し、次の 2 つの要件について確認します。

- ア 従業員支援、地域貢献の各項目で 1 つ以上取り組みがある
- イ 別紙 2 で 35 点以上の取り組みがある

② 第 2 回審査会で①の採点結果をご確認いただき、別紙 1-2 の記載内容を踏まえて更新認定企業を決定します。また、表彰認定を希望する企業のうち、ヒアリング審査を実施する企業を決定します。

※①のア、イを満たしていても、就業規則等が法定を下回る場合や、常時雇用する従業員数が 101 人以上あるにも関わらず一般事業主行動計画を策定していない場合等、法令を遵守していない場合は認定不可とします。

※②では、別紙 2 で 40 点未満の企業を中心に議論します。

※従業員が存在する企業の内、表彰審査を行わない企業は原則としてヒアリング審査は実施しません。事務局の採点において以前と比較して取り組み水準が大幅に低下している等、更新認定が難しいと見込まれる場合や従業員が存在しない場合等には、必要に応じてヒアリング審査（プレゼン方式ではなく、取り組み状況の変化等に関する聞き取り調査）を実施します。

③ 別紙 1-2 及び別紙 2、3 の記載内容について、ヒアリング審査を実施します。

※ヒアリング審査の審査方法や基準は新規申請企業と同じです。

2 その他

- ・ 合併企業についても、通常の更新企業と同様の取り扱いとします。
- ・ 更新認定企業については、表彰企業を除き認定証交付式を実施しません。
- ・ 令和 2 年度以降に更新認定した企業は、認定期間を 5 年間とします。

子育て支援企業認定（新規・更新）申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所

フリガナ
氏 名

生年月日

(団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日)

法人番号

名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱の規定により、子育て支援企業の認定について、次のとおり申請します。

1 事業所の概要

事業所の所在地	〒 ー		
フリガナ			
事業所の名称			
事業区分(注)		資本金又は出資金	万円
従業員数	市内の事業所	人	内女性 人
	企業全体	人	内女性 人
記入担当者の所属及び氏名			
電話			
電子メール			

注 太枠部分の内容は認定された際には公表させていただく場合があります。

事業区分…事業所が該当する記号を、下から選んで記入してください。

- A. 農林水産業 B. 建設業 C. 製造業 D. 電気・ガス・熱供給・水道業 E. 情報通信業
F. 運輸業 G. 卸売・小売業 H. 金融・保険業 I. 不動産業 J. 宿泊・飲食業
K. 教育、学習支援業 L. 医療、福祉 M. サービス業（他に分類されないもの） N. その他

2 子育て支援に関する理念・方針、取組内容等

(別紙1、2、3のとおり)

3 欠格事項に該当しないことの確認

名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第3条第2項の規定に該当しません。

※ 該当しないことを確認し、にチェックを入れてください。該当する場合、子育て支援企業として認定しません。また、認定決定後にその旨が判明したときは、認定を取消します。

※ 上記要綱第3条第2項の事由を確認する必要がある場合には、申請者の欄に記載されている情報を関係機関に照会することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

R7子育て支援認定企業アンケート結果

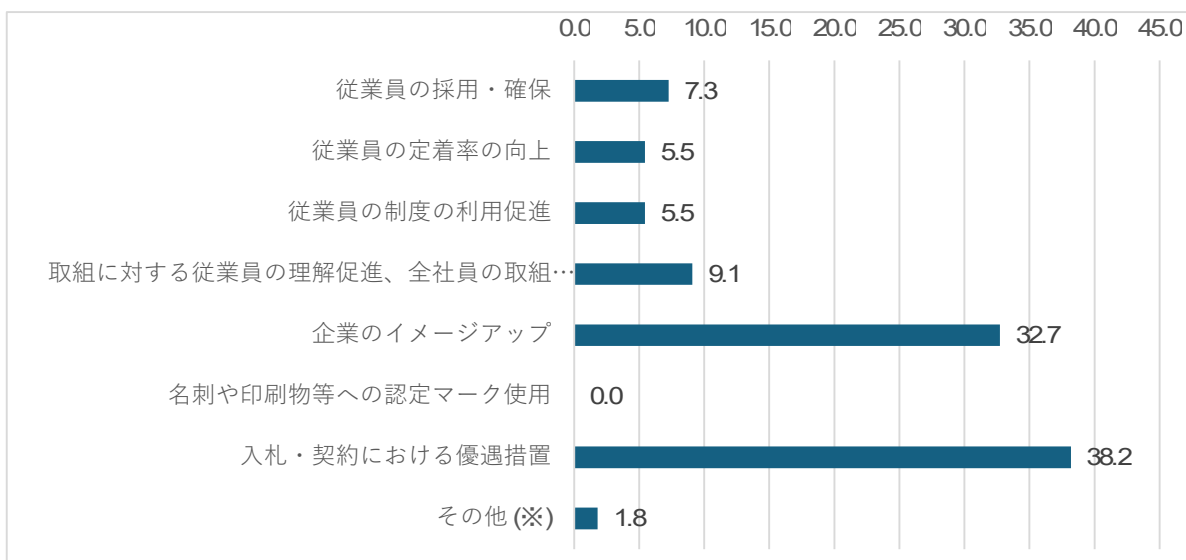
実施期間：令和7年11月26日～12月24日

回答企業：7年度更新認定企業72社のうち55社

1. 子育て支援企業認定を取得しようと考えた理由は何ですか？（1つ選択）

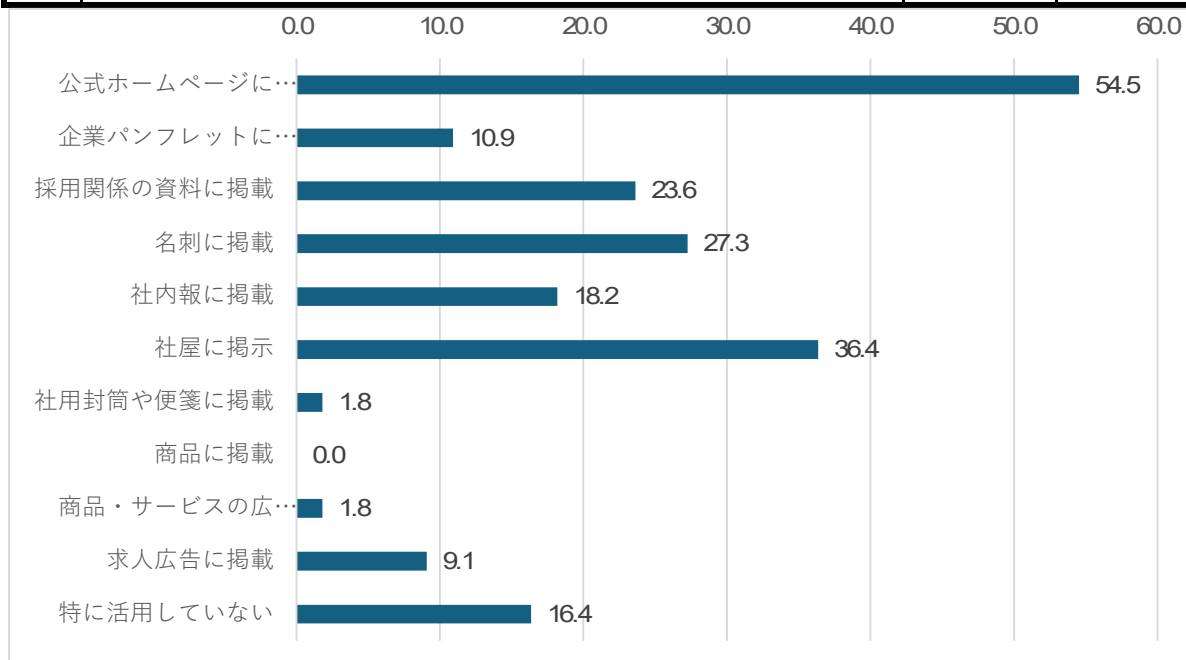
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	従業員の採用・確保	4	7.3
2	従業員の定着率の向上	3	5.5
3	従業員の制度の利用促進	3	5.5
4	取組に対する従業員の理解促進、全社員の取組推進	5	9.1
5	企業のイメージアップ	18	32.7
6	名刺や印刷物等への認定マーク使用	0	0.0
7	入札・契約における優遇措置	21	38.2
8	その他(※)	1	1.8
	回答企業数	55	100.0

(※) 企業としての社会的責任



2. 認定マークはどのように活用されていますか。（複数選択可）

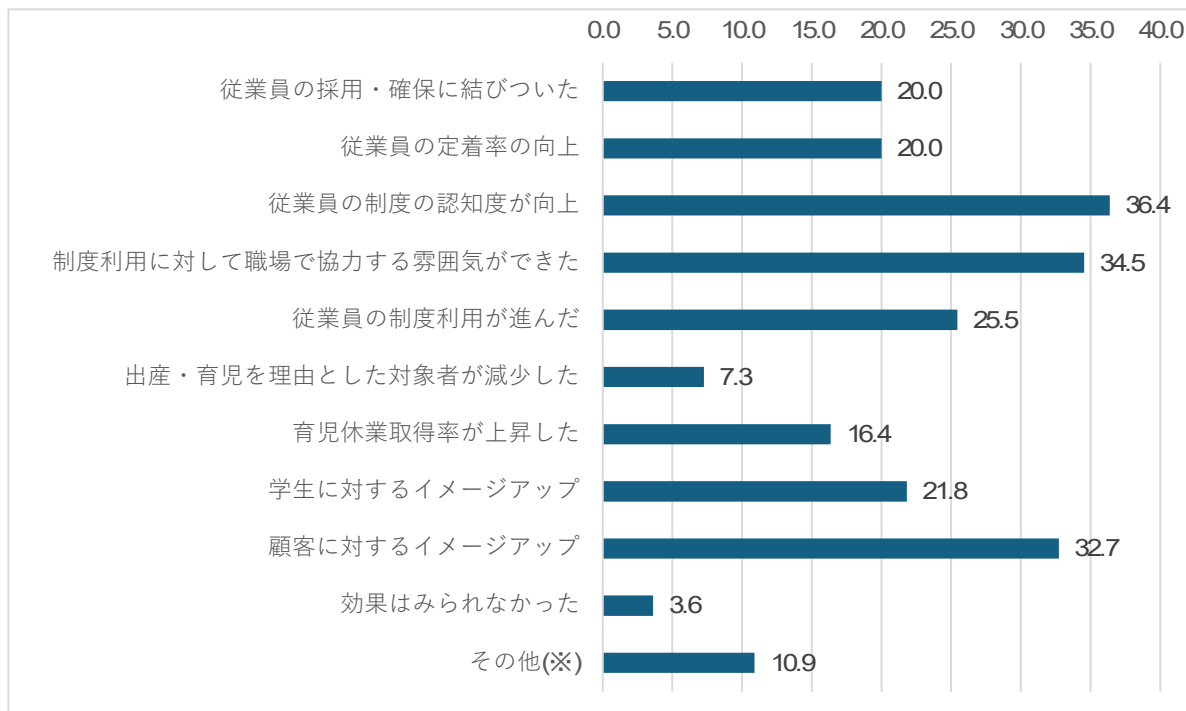
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	公式ホームページに掲載	30	54.5
2	企業パンフレットに掲載	6	10.9
3	採用関係の資料に掲載	13	23.6
4	名刺に掲載	15	27.3
5	社内報に掲載	10	18.2
6	社屋に掲示	20	36.4
7	社用封筒や便箋に掲載	1	1.8
8	商品に掲載	0	0.0
9	商品・サービスの広告に掲載	1	1.8
10	求人広告に掲載	5	9.1
11	特に活用していない	9	16.4
	回答企業数	55	100.0



3. 子育て支援企業認定の効果について教えてください。（複数選択可）

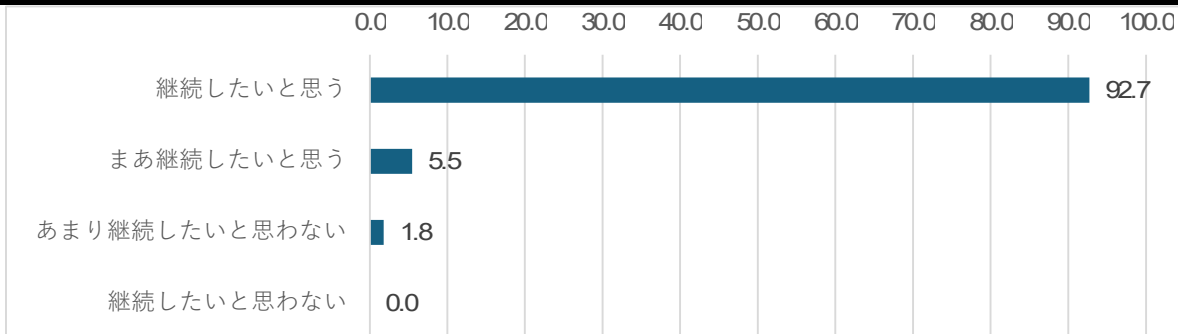
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	従業員の採用・確保に結びついた	11	20.0
2	従業員の定着率の向上	11	20.0
3	従業員の制度の認知度が向上	20	36.4
4	制度利用に対して職場で協力する雰囲気が出た	19	34.5
5	従業員の制度利用が進んだ	14	25.5
6	出産・育児を理由とした対象者が減少した	4	7.3
7	育児休業取得率が上昇した	9	16.4
8	学生に対するイメージアップ	12	21.8
9	顧客に対するイメージアップ	18	32.7
10	効果はみられなかった	2	3.6
11	その他(※)	6	10.9
	回答企業数	55	100.0

(※) 「認定の効果」について分かりかねるため



4. 今後も子育て支援企業の認定取得を継続したいと思いますか。(1つ選択)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	継続したいと思う	51	92.7
2	まあ継続したいと思う	3	5.5
3	あまり継続したいと思わない	1	1.8
4	継続したいと思わない	0	0.0
	回答企業数	55	100.0

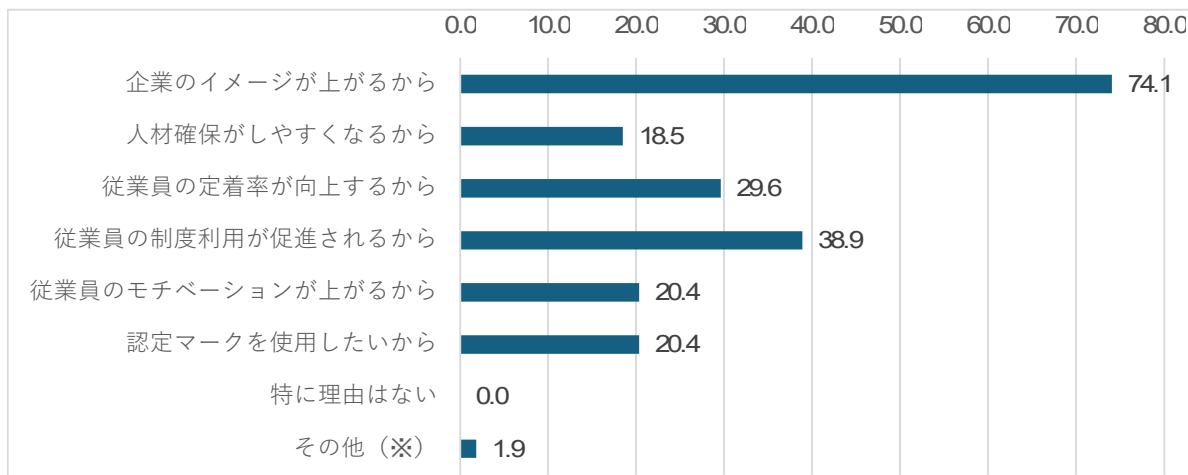


(問4で「継続したいと思う」または「まあ継続したいと思う」と回答した場合)

5. 継続の意向がある理由は何ですか？(複数選択可)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	企業のイメージが上がるから	40	74.1
2	人材確保がしやすくなるから	10	18.5
3	従業員の定着率が向上するから	16	29.6
4	従業員の制度利用が促進されるから	21	38.9
5	従業員のモチベーションが上がるから	11	20.4
6	認定マークを使用したいから	11	20.4
7	特に理由はない	0	0.0
8	その他(※)	1	1.9
	回答企業数	54	100.0

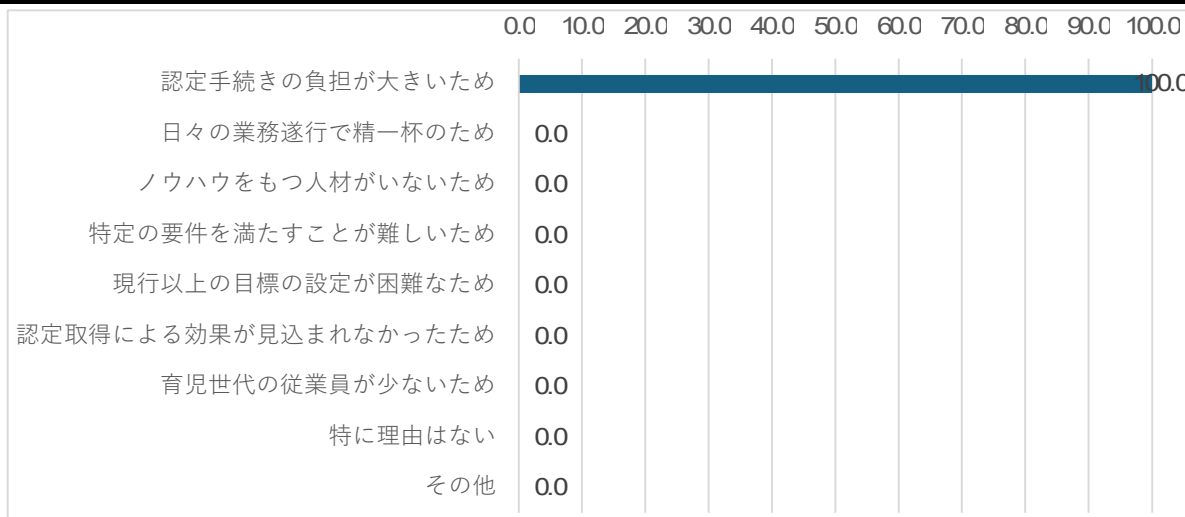
(※) 入札等における優遇措置のため



(問4で「あまり継続したいと思わない」または「継続したいと思わない」と回答した場合)

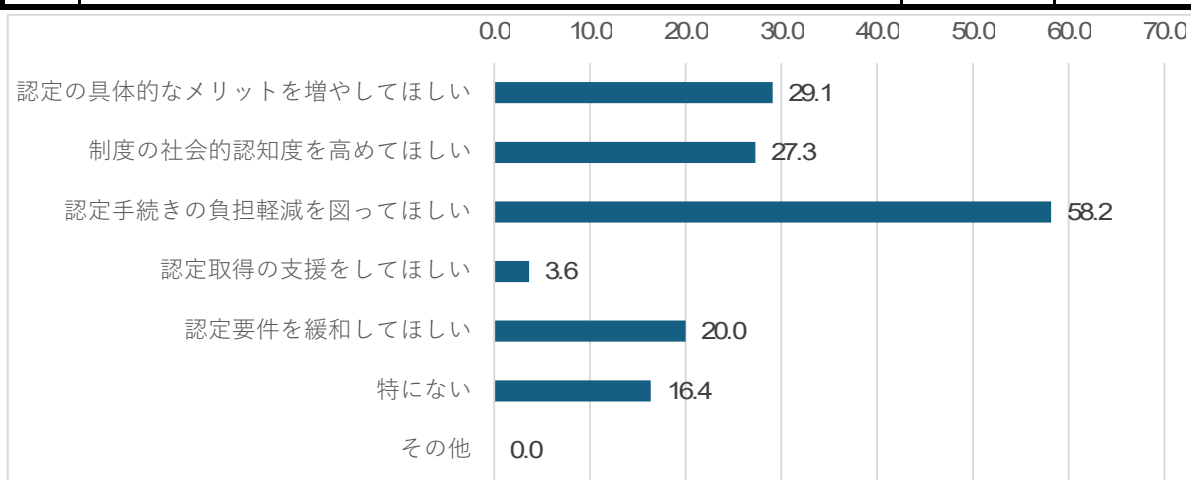
6. 継続の意向がない理由は何ですか？(複数選択可)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	認定手続きの負担が大きい	1	100.0
2	日々の業務遂行で精一杯のため	0	0.0
3	ノウハウをもつ人材がいないため	0	0.0
4	特定の要件を満たすことが難しいため	0	0.0
5	現行以上の目標の設定が困難なため	0	0.0
6	認定取得による効果が見込まれなかったため	0	0.0
7	育児世代の従業員が少ないため	0	0.0
8	特に理由はない	0	0.0
9	その他	0	0.0
	回答企業数	1	100.0



7. 制度について見直してほしいことはありますか？（複数選択可）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	認定の具体的なメリットを増やしてほしい	16	29.1
2	制度の社会的認知度を高めてほしい	15	27.3
3	認定手続きの負担軽減を図ってほしい	32	58.2
4	認定取得の支援をしてほしい	2	3.6
5	認定要件を緩和してほしい	11	20.0
6	特にない	9	16.4
7	その他	0	0.0
	回答企業数	55	100.0



8. 上記の他にも制度への感想・要望等ございましたら、ご自由に記入ください。

	内容	件数	(全体)%
	認定については大切な為、今後も取得していきたいですが、業務負荷が大きいため、手続き等の簡素化を希望します。	4	100
	回答企業数	4	100